

上都賀厚生農業協同組合連合会  
女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、ワーク・ライフ・バランス、職場環境整備を目的とした行動計画を策定する。

1. 計画期間： 令和2年7月1日 ～ 令和8年3月31日

2. 課題

- ・管理職は責任や業務量が増すため、管理職を目指す女性職員が少ない。
- ・組織風土において有給取得に対する意識が低い。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

管理職に占める女性の割合を50%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 令和7年7月～ 女性が活躍できる職場であることを求人説明会や病院実習で求人者や学生に広くアピールする。
- 令和7年7月～ 管理職研修等の実施、及び一般職の人事考課やBSCにおいて管理職との面談を積極的に行う。
- 令和7年10月～ 状況を分析し、管理職登用に向けた取組の検証を行う。

目標2（職業生活と家庭生活との両立に関する目標・次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

有給休暇取得率を50%以上とする。

- 令和7年7月～ 取得日数の目標設定を行う。
- 令和7年7月～ 計画取得を行う。
- 令和7年7月～ 管理職による率先取得を行う。

女性の活躍の現状に関する情報公表

令和7年6月現在

1. 管理職に占める女性労働者の割合：46.7%
2. 労働者の一月当たりの平均残業時間：5.89時間
3. 男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 【男性の賃金に対する女性の賃金の割合】
全労働者	87.1%
正社員	92.2%
パート	104.9%

- ・対象期間：令和6年度（2024.4.1～2025.3.31）
- ・正社員：常勤職員
- ・パート：非常勤職員（常勤職員の所定労働時間（1日7.5時間）で常勤換算した人数を基に算出）
- ・賃金：固定給与（通勤手当、変動給与を除く）※賃金の算出については、医師を除く。